

無期転換の準備、大丈夫ですか？

平成25年4月1日施行
無期転換ルール
(契約期間が1年の場合)



平成30年
4月1日

更新

..... (5回目)

通算5年を超えた
労働者からの申込みで
**無期労働契約へ
転換!**

無期転換ルールで、 安心して働き続ける社会の実現へ。

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、平成25年4月1日から、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールです。平成25年4月以降に1年ごとに更新されている有期社員は、平成30年4月1日から無期転換申込権が発生します。

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

無期転換ルールの導入に向けた準備

円滑な無期転換 [検索](#)

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇止め不安の解消が課題となっています。無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金制度

キャリアアップ助成金 [検索](#)

無期転換が円滑に進むよう、厚生労働省から労使の皆様へ「無期転換後の労働条件のあり方について、労使で予めよく話し合い、就業規則や労働契約書などに規定しておくこと」について呼びかけています。特に先進的な「取組事例」についての情報発信や、「キャリアアップ助成金」による事業主への支援を行っています。

平成28年6月31日にポータルサイトを開設!

詳しい情報は厚生労働省ホームページ「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご覧ください。

◎詳しい無期転換のメリット、進め方に関する情報を提供しています。

無期転換サイト [検索](#)

